

COTOHA Voice Insight バッチプラン 利用規約 【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日	2021年2月1日～
<p>第1条 当社は、音声ファイルを CSV 形式のテキストファイルに変換し業務効率化を支援する SaaS 型音声ファイルテキスト化サービスである、COTOHA Voice Insight（以下「本サービス」といいます。）を契約者が利用するための条件として、COTOHA Voice Insight 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。</p>	<p>第1条 当社は、音声ファイルを CSV 形式のテキストファイルに変換し業務効率化を支援する SaaS 型音声ファイルテキスト化サービスである、COTOHA Voice Insight バッチプラン（以下「本サービス」といいます。）を契約者が利用するための条件として、COTOHA Voice Insight バッチプラン 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。</p>
<p>第2条 当社は本規約及び本サービスを変更することがあります。当該変更を行うときは、1ヶ月前までに当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。</p>	<p>第2条 当社は本規約及び本サービスを変更することがあります。この場合には、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html)上への掲載その他の適切な方法により周知します。</p>
(第3～4条略)	(第3～4条略)
<p>第5条 本サービスには最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、当社がサービスの課金開始月から起算して6ヶ月とします。</p> <p>3 契約者は、最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった月の翌月から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を料金を一括して支払うものとします。その際の料金は、解約があった月に契約中のプランに基づき計算されます。</p>	<p>第5条 本サービスには最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、当社がサービスの課金開始月から起算して6ヶ月とします。</p> <p>3 契約者は、最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった月の翌月から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を一括して支払うものとします。その際の料金は、解約があった月に契約中のコースに基づき計算されます。</p>
(第6～7条略)	(第6～7条略)

<p>第 8 条 契約者は本契約内容の変更を行おうとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の変更申込書に所定の事項を記入、及び捺印の上、当社に提出することにより申し込むものとします。</p>	<p>第 8 条 契約者は本契約内容の変更を行おうとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の変更申込書に所定の事項を記入、及び捺印の上、当社に提出することにより申し込むものとします。</p> <p><u>2 変更により利用量を増やす場合、変更申込期限は変更希望日の 10 日前です。</u></p> <p><u>3 変更により利用量を減らす場合、変更申込期限は変更希望月の前月末です。</u></p>
<p>第 9 条 契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の廃止申込書に所定の事項を記入、及び捺印の上、当社に提出することにより申し込むものとします。</p>	<p>第 9 条 契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の廃止申込書に所定の事項を記入、及び捺印の上、当社に提出することにより申し込むものとします。</p> <p><u>2 廃止申込期限は廃止希望月の前月末です。</u></p>
<p>(第10~11条略)</p>	<p>(第10~11条略)</p>
<p>第 12 条 当社は第 11 条（定期メンテナンス）に定める定期メンテナンス以外に、次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。</p> <p>(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき</p> <p>(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき</p> <p>(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき</p> <p>(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき</p> <p>2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社お客様サポー</p>	<p>第 12 条 当社は第 11 条（定期メンテナンス）に定める定期メンテナンス以外に、次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。</p> <p>(6) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき</p> <p>(7) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき</p> <p>(8) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>(9) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき</p> <p>(10) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき</p> <p>3 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社お客様サポート</p>

<p>トサイト内にございます「COTOHA Voice Insight の工事・故障一覧」 （https://support.ntt.com/maintenance/service/cotoha-vi）に掲載することにより、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>サイト内にございます「COTOHA Voice Insight バッチプランの工事・故障一覧」 （https://support.ntt.com/maintenance/service/cotoha-vi）に掲載することにより、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>
<p>(第12~13条略)</p>	<p>(第12~13条略)</p>
<p>第 14 条 本サービスの料金は個別に提示する料金表に定めるところによります。 2 個別に提示する料金表に定めるプランを変更したい場合は、第 8 条（契約者が行う本契約の変更）に基づき、当社に申込を行う必要があります。</p>	<p>第 14 条 本サービスのコースは別紙「コース一覧」に定めるとおりとします。 2 本サービスの料金は個別に提示する料金表に定めるところによります。 3 別紙「コース一覧」に定めるコースを変更したい場合は、第 8 条（契約者が行う本契約の変更）に基づき、当社に申込を行う必要があります。</p>
<p>(第 15~37 条略)</p>	<p>(第 15~37 条略)</p>

別紙 コース一覧

提供するコースは下表のとおりとします。

<u>コース名</u>	<u>1 か月あたり音声認識利用可能時間</u>
<u>100 時間コース</u>	<u>100 時間</u>
<u>300 時間コース</u>	<u>300 時間</u>
<u>500 時間コース</u>	<u>500 時間</u>
<u>1000 時間コース</u>	<u>1000 時間</u>
<u>2000 時間コース</u>	<u>2000 時間</u>
<u>3000 時間コース</u>	<u>3000 時間</u>
<u>4000 時間コース</u>	<u>4000 時間</u>
<u>5000 時間コース</u>	<u>5000 時間</u>
<u>6000 時間コース</u>	<u>6000 時間</u>
<u>7000 時間コース</u>	<u>7000 時間</u>
<u>8000 時間コース</u>	<u>8000 時間</u>
<u>9000 時間コース</u>	<u>9000 時間</u>
<u>10000 時間コース</u>	<u>10000 時間</u>
<u>11000 時間コース</u>	<u>11000 時間</u>
<u>12000 時間コース</u>	<u>12000 時間</u>
<u>13000 時間コース</u>	<u>13000 時間</u>
<u>14000 時間コース</u>	<u>14000 時間</u>
<u>15000 時間コース</u>	<u>15000 時間</u>

	16000 時間コース	16000 時間	
	17000 時間コース	17000 時間	
	18000 時間コース	18000 時間	
	19000 時間コース	19000 時間	
	20000 時間コース	20000 時間	
	また、導入の際には初期費用、コース変更の際には変更工事費用が別途発生します。		
	附則（令和 3 年 1 月 26 日 APS1 サ 00737077 号） （実施期日） この改定規約は、令和 3 年 2 月 1 日から実施します。		